

議案第87号

福岡市民体育館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市民体育館の利用者の利便の向上を図るため、市民体育館の第1競技場及び第2競技場の補助競技場の専用利用について、利用時間の区分を変更すること等に伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市民体育館条例の一部を改正する条例

第1条 福岡市民体育館条例（昭和47年福岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表中1 個人使用料の表及び備考以外の部分を次のように改める。

2 専用使用料

(1) 第2競技場（プール）以外の各施設

区 分			第1競技場	第2競技場 (補助競技場)	本館 (各施設)
利用者が入 場料を徴収 しない場合	午前9時から午後1 時まで1時間につき	平 日	円 1,925	円 975	円 650
		土日祝	2,525	1,275	775
	午後1時から午後5 時まで1時間につき	平 日	2,525	1,275	975
		土日祝	3,200	1,575	1,150
	午後5時から午後10 時まで1時間につき	平 日	3,200	1,575	1,275
		土日祝	3,800	1,925	1,525

利用者が入場料を徴収する場合	午前9時から午後1時まで1時間につき	平日	11,250	/
		土日祝	15,250	
	午後1時から午後5時まで1時間につき	平日	15,250	
		土日祝	19,250	
	午後5時から午後10時まで1時間につき	平日	19,250	
		土日祝	22,750	

(2) 第2競技場（プール）

区 分		第 2 競 技 場 (プ ー ル)	
		夏 期	冬 期
午前9時から午後1時まで	平日	円 6,300	円 7,700
	土日祝	7,600	9,100
午後1時から午後5時まで	平日	9,600	11,400
	土日祝	11,300	13,800
午後5時から午後9時まで	平日	12,600	15,200
	土日祝	15,200	18,200
午前9時から午後5時まで	平日	15,900	19,100
	土日祝	18,900	22,900
午後1時から午後9時まで	平日	22,200	26,600
	土日祝	26,500	32,000
全日	平日	28,500	34,300
	土日祝	34,100	41,100

別表備考に次の1項を加える。

9 専用使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第2条 福岡市民体育館条例の一部を次のように改正する。

別表2 専用使用料 (2) 第2競技場（プール）の表を次のように改める。

(2) 第2競技場（プール）

区 分		第 2 競 技 場 (プ ー ル)	
		夏 期	冬 期
午前9時から午後1時まで1時間につき	平 日	円 1,575	円 1,925
	土日祝	1,900	2,275
午後1時から午後5時まで1時間につき	平 日	2,400	2,850
	土日祝	2,825	3,450
午後5時から午後9時まで1時間につき	平 日	3,150	3,800
	土日祝	3,800	4,550

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成30年4月1日
- (2) 第2条の規定 平成30年7月1日

(施行日前における使用料の徴収)

2 平成30年4月1日以後においては、前項第2号に定める日前においても、同日以後の第2競技場（プール）の専用利用について、第2条の規定による改正後の福岡市民体育館条例の規定により使用料を徴収することができる。